

群馬県行政改革評価・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県の行政改革の推進に関する評価及び助言を行うため、群馬県行政改革評価・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について討議を行う。

- (1) 行政改革の方針の策定に関する助言
- (2) 行政改革の取組の進行管理に関する助言及び評価

(組織)

第3条 委員会は、識見を有する者のうちから知事が委嘱する委員及び知事が公募により選考し委嘱する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、知事が委嘱した日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 知事は、委員会が認める場合は、委員の任期を延長することができる。
- 3 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員の互選により職務代理者を定め、当該者が委員長の職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、知事が委員長に協議した上で招集する。

- 2 委員長は、必要がある場合は委員会を招集することができる。
- 3 委員は、必要がある場合は委員長に委員会の招集を求めることができる。
- 4 委員は、必要がある場合は委員長に委員以外の者の委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成22年7月20日総第30068－1号）

この要綱は、平成22年9月24日から施行する。

附 則（平成24年12月25日総第30068－19号一部改正）

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附 則（平成27年6月30日総第30068－3号一部改正）

この要綱は、平成27年9月8日から施行する。

行政改革の推進体制

群馬県行政改革推進会議

(構成) 議長：知事
議長代理：両副知事
委員：教育長、企業管理者、警察本部長、各部長、危機管理監、
会計管理者、病院局長、議会事務局長

(所掌事務)

- (1) 行政改革の基本方針の策定に関すること。
- (2) 行政改革の推進方策の決定に関すること。
- (3) 行政改革の推進方策の進行管理に関すること。
- (4) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

連携

群馬県行政改革実施委員会

(構成)

委員長：総務部長
委員：各部署主管課長、人事課長、財政課長、各行政県税事務所長、会計課長、(企)総務課長、(病)総務課長、(議)総務課長、(人)管理課長、(監)管理課長、(労)管理課長、(教)総務課長、(警)警務課長、県職労中央執行委員長

(所掌事務)

推進会議の所掌事務の具体的な検討を行う。必要に応じて、専門の事項を調査、検討する作業部会を置く。

- ・実施計画の進行管理
- ・年度ごとの重点的な取組の設定
- ・達成状況の検証等

部局・地域行政改革実施委員会

(構成)

構成その他運営に関する事項は当該部局長・振興局長（但し、前橋・伊勢崎・高崎・太田地域にあっては行政県税事務所長）が定める。

(所掌事務)

行政改革に係る全庁的な課題及び当該部局における課題について、必要な方策、措置を講ずる。

- ・実施計画に定める具体的な改革の実施
- ・年度ごとの重点的な取組に係る所管事項における取組の検討、実施

(※) 第三者委員会

群馬県行政改革評価・推進委員会

(構成) 民間委員 8 名（うち公募 3 名）[第 3 期委員任期：H27.9.8～H29.9.7]

(所掌事務)

- (1) 行政改革の方針の策定に関する助言
- (2) 行政改革の取組の進行管理に関する評価及び助言

- ・改革の進め方や取組結果に対する県民目線からの評価